

厚木市立図書館サービス協力者設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、図書館サービスの向上を図るため、布の絵本及び録音図書の製作並びに対面朗読に奉仕する障害者サービス、おはなし会、ブックスタート事業その他の図書館サービスへの協力者又は団体（以下、「協力者」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 協力者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本人又はグループの代表者の申出に基づき、館長の承認を得て、図書館サービス協力者の登録（以下「登録」という。）をする。

- (1) 図書館主催の講習会を修了した者
- (2) 図書館主催の講習会を修了した者で構成するグループ
- (3) その他館長が推薦するもの

(活動)

第3条 活動場所及び活動日については、原則として館長が指定する。

(製作期日)

第4条 協力者は、図書館が提供する材料を用い、館長が指定する資料を指定期日までに製作する。

(協力者謝礼)

第5条 館長は、協力者の活動内容に応じ、予算の範囲内において謝礼を支出する。

(登録の解除)

第6条 館長は、協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 本人又はグループの代表者が登録解除の申出をしたとき。
- (2) 転出等の事由により、活動ができなくなったとき。
- (3) その他館長が協力者として不相当と認めたとき。

(研修等への参加)

第7条 協力者は、図書館との連絡を密にし、図書館が行う研修に参加し、技術の向上に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。